

学校の臨時休業による学習の遅れへの対応について

令和2年3月24日
義務教育課

愛媛県内の小学校6年生、中学校3年生については、学習指導要領に定められた内容を指導済みであると認識している。他の学年の未指導の内容については、4月以降、各学校において柔軟な教育課程を編成し指導していく必要がある。そこで、次に示すことを参考として、各学校・学年の実態に応じて適切に指導していただきたい。

ポイント 未指導の学習内容を次の2種類に分けて対応する。

- ① 未指導であることで、**次学年の学習に支障が生じるもの**
→ 年度当初に、時間割を工夫するなどして確実に指導を行う。
- ② 未指導であっても、**次学年の学習にすぐに支障を来さないもの**
→ 次学年における同内容の単元、題材等と関連付けながら、適宜、指導を行う。

対応例

① 未指導であることで、次学年の学習に支障が生じるもの

教科	未指導の学習内容がある場合の対応等
算数・ 数学	○ 新年度当初に時間を確保し、前学年の教科書や補助教材等を用いて指導する（教科書巻末の練習問題等を全て終わらせる必要はない）。
社会	○ 指導後に課題を与え、未指導の学習内容が確実に定着しているかどうかを確認する。
理科	○ 習熟状況に応じて、個別の指導等を行う。
	※ なお、理科の観察や実験については、全てを行うのではなく、内容に応じて精選することも考えられる。

② 未指導であっても、次学年の学習にすぐに支障を来さないもの

教科等の例	未指導の学習内容がある場合の対応等
国語	○ 読み物教材など、「読むこと」に関する指導事項のうち、該当学年において指導できなかったものがある場合には、次学年の「読むこと」の指導時に計画的に組み入れる。
	※ なお、未指導の漢字や語句、文法についても、次学年の適切な時期に指導したのでよい。
音楽	○ 該当学年において、指導できなかった歌唱の共通教材がある場合には、次学年の歌唱の指導時に計画的に組み入れる（特に、小学校）。

※ 上記は一例であり、国語や音楽の他の領域（内容）、また、他の技能的なものに関わる教科等においても、同様の対応が可能である。